

令和5年9月吉日

お客さま 各位



インボイス制度に向けた当金庫の対応について



令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

蒲郡信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当金庫に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまはその手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫はインボイス制度への主な対応方法につきまして、下記の通りとさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまからのお申出に応じて従来より交付している「手数料領収書」「振込手数料受取書」等にインボイスの要件を具備して交付いたします。

《例》

- ・ 残高証明書発行手数料、融資関係手数料等 各種手数料をお支払いいただいた場合
- ・ 振込依頼書をご利用いただいておりますお振込みを実施された場合 など

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より自動振替等の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、お客さまからのお申出に応じて、インボイスの要件を具備した「インボイス管理 DM」を作成し、Web配信によりご確認いただけます。

《例》

- ・ インターネットバンキングのご利用に係る各種手数料
- ・ 為替自動振込（定額送金）のご利用に係る振込手数料
- ・ 各種口座振替手数料（後収扱い） など

【インボイス管理 DM (Web 配信)】

作成条件	お客さまからのお申出により作成いたします (要お届け印)。
交付	Web 配信により取得いただきます (PDF ファイル)。
その他	対象となる取引がない月については作成・通知等を行いません。

※書面での交付をご希望される場合は、その都度窓口までお申出ください。

※その他 詳細につきましてはお取引店の窓口までお問い合わせください。

3. 預金口座振替委託契約に係る手数料について

預金口座振替委託契約に係るお取引につきましては、従来より交付している「口座振替店別集計表」にインボイスの要件を具備して交付いたします。

4. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。


したがって、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんのでご了承ください。

5. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金 (対価) をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応等につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

【ご参考】

当金庫の適格請求書 発行事業登録番号	T 1 1 8 0 3 0 5 0 0 4 0 1 7	
-----------------------	-----------------------------	---

以上

承認番号 05-292